

一般社団法人全国がん患者団体連合会 平成 27 年度設立時理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ① 議案第 1 号 一般社団法人設立に係る定款認証の報告について
(資料)
一般社団法人全国がん患者団体連合会定款
 - ② 議案第 2 号 一般社団法人設立に係る諸規定等の制定の決議について
(資料)
一般社団法人全国がん患者団体連合会正会員規程
一般社団法人全国がん患者団体連合会賛助会員規程
一般社団法人全国がん患者団体連合会役員選任規程
一般社団法人全国がん患者団体連合会役員報酬等規程
一般社団法人全国がん患者団体連合会役員旅費規程
一般社団法人全国がん患者団体連合会寄附金等取扱規程
一般社団法人全国がん患者団体連合会個人情報保護方針
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事
代表理事 理事長 天野 慎介
3. 理事会の決議があったものとみなされた日
平成 27 年 5 月 11 日
4. 議事録の作成に係る職務を行った理事
代表理事 理事長 天野 慎介

定款記載の設立時理事総数 3 名 天野 慎介 松本 陽子 三好 綾

定款記載の設立時監事総数 1 名 櫻井 公恵

代表理事（理事長）である天野慎介が定款記載の設立時理事の全員及び設立時監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 27 年 5 月 11 日までに定款記載の設立時理事の全員から書面により同意の意思表示を、定款記載の設立時監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条並びに一般社団法人全国がん患者団体連合会定款第 38 条に基づく理事会の決議の省略により、上記の内容の提案を承認する理事会への報告並びに理事会の決議があったものとみなす。

一般社団法人全国がん患者団体連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国がん患者団体連合会と称し、略称を全がん連という。英文では Japan Federation of Cancer Patient Groups と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、がん患者団体の連合体組織として、がん患者団体の連携や活動の促進を図りつつ、がん患者と家族の治療やケア、生活における課題の解決に取り組み、がん医療の向上とがんになっても安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がん患者と家族の治療やケア、生活における課題を解決するための政策提言に関する事業
 - (2) がん患者と家族の治療やケア、生活における課題を解決するための調査研究に関する事業
 - (3) がん患者と家族の治療やケア、生活における課題を解決するための普及啓発に関する事業
 - (4) がん患者と家族の自助や共助を促進するために必要な事業
 - (5) がん患者団体の連携や活動を促進するために必要な事業
 - (6) この法人の活動を広報及び宣伝するために必要な事業
 - (7) この法人の財政の健全な発展及び確立のために必要な事業
 - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本国内外において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、第6条第1項の所定の手続きを経て入会した、次のいずれかにあてはまる法人又は団体
 - イ) がん患者と家族の自助や共助を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体
 - ロ) がん患者と家族の治療やケア、生活に関する普及啓発を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体
 - ハ) がん患者と家族の治療やケア、生活に関する政策提言又は調査研究を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人で、第6条第2項の手続きを経て入会した者

(入会)

第6条 この法人の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の賛助会員となろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における各正会員の議決権は、平等なるものとする。

(種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって定時社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに事業報告の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) すべての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項その他の法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令で定めるところにより、参考書類及び議決権行使書面を付して、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人、書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。

2 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

4 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。

5 前2項により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印（電子署名を含む。）又は署名をしなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、若干名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって、業務執行理事とする。

(選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任又は解職する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実関係若しくは著しく不当な事実関係があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場

合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事の報酬及び費用の弁償については理事会で、監事の報酬及び費用の弁償については監事の協議により定める。

(責任の免除)

第 29 条 理事又は監事が、その任務を怠り、これによって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意かつ重大な過失がない場合には、この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、当該理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 30 条 この法人は、理事及び監事のほか、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、医療関係者又は有識者等の内から、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 相談役は、この法人に功労のあった者等の内から、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4 顧問及び相談役は、必要に応じこの法人の業務について意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種別)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第 29 条に規定する理事及び監事の責任の免除

(開催)

第 34 条 定時理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 25 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第 2 項第 3 号による場合は、その請求をした理事が理事会を招集する。
- 3 前条第 2 項第 4 号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段による場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に通知をしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わるこ

とができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 第1項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 幹事会

(設置等)

第40条 この法人は、理事会の決議により、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、この法人の行う事業についての意見交換と意見集約を行い、理事会に提言するために開催する。

3 幹事会は、正会員である各法人又は各団体から、1名選出される幹事をもって構成し、幹事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

4 幹事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 委員会

(設置等)

第41条 この法人は、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会は、この法人の事業の企画及び実施に関する事項を審議し、理事長に提言す

る。

- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 基金

(募集)

第43条 この法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(取扱い)

第44条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(拋出者の権利)

第45条 拋出された基金は、この法人が解散するときまでは、通常総会の議決がなければ返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拋出者に返還することができる。
- 3 この法人に対する基金の拋出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

(返還の手続き)

第46条 基金の拋出者に対する返還は、返還する基金の総額についての通常総会における議決に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する限度額の範囲内で行う。

- 2 前条第2項の基金の返還手続きについては、理事会の決議により行う。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産)

第49条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第50条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の毎事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の毎事業年度の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類についてはその内容を定時総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

（剰余金）

第53条 この法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

（特別の利益）

第54条 この法人は、この法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第11章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第55条 この法人の定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併)

第 56 条 この法人は、総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併を行うことができる。

(解散)

第 57 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたとき
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 58 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都世田谷区中町二丁目 21 番 12 号
一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン

愛媛県松山市古川南三丁目 8 番 24 号
NPO 法人愛媛がんサポートおれんじの会

鹿児島県鹿児島市下伊敷三丁目 1 番 7 号
特定非営利活動法人がんサポートかごしま

3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事（理事長）	天野 慎介
設立時理事（副理事長）	松本 陽子
設立時理事（事務局長）	三好 綾
設立時監事	櫻井 公恵

以上、一般社団法人全国がん患者団体連合会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 4 月 23 日

設立時社員 一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン
理事長 天野 慎介

設立時社員 NPO 法人愛媛がんサポートおれんじの会
理事長 松本 陽子

設立時社員 特定非営利活動法人がんサポートかごしま
理事長 三好 綾

一般社団法人全国がん患者団体連合会 正会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第2章に基づき、この法人の正会員の入会、退会及び会費等に関する諸般の基準を定め、事業の円滑な実施と、正会員の入会、退会及び会費等に関する妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 正会員は、次のいずれかにあてはまる法人又は団体とする。

- (1) がん患者と家族の自助や共助を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体。
- (2) がん患者と家族の治療やケア、生活に関する普及啓発を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体。
- (3) がん患者と家族の治療やケア、生活に関する政策提言又は調査研究を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体

(入会)

第3条 この法人の正会員になろうとする法人又は団体は、次の書類を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) この法人の理事会が別に定める正会員の入会申込書
- (2) 法人又は団体の定款又は規約
- (3) 法人又は団体の役員名簿
- (4) その他、法人又は団体の活動実績及び活動計画を確認するために、必要に応じて理事会が追加で提出を求める書類等

2 この法人は、この法人の正会員になろうとする者が、次の各号に該当又はそのおそれがあると理事会が判断した場合には、その入会を認めないものとする。

- (1) 科学的根拠の明らかでないがんの予防や治療に関する医療又は商品等を推奨、施行又は販売することを目的とする法人又は団体であると認められる場合
- (2) 第5条の各号に定める禁止事項を行うことを目的とする法人又は団体であると認められる場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり多大なる支障が生じると認められる場合

(入会金及び年会費)

第4条 正会員の入会金は0円とし、年会費は3,000円とする。

2 年会費の対象期間は、この法人の事業年度である4月1日から翌年3月31日までとする。

3 この法人の事業年度の途中で入会した場合の初年度の年会費は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に定める年会費の全額

(2) 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に定める年会費の2分の1

4 入会金及び年会費は、この法人が正会員に対して行う請求に基づき、この法人が指定する金融機関の口座に入金するものとする。

(禁止事項)

第5条 正会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) この法人の財産、権利、知的所有権、プライバシー等を侵害する行為

(2) この法人の行う事業や活動の場における暴力行為、威嚇行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴言などの言動

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり多大なる支障が生じると認められる行為

(退会)

第6条 正会員がこの法人を退会しようとするときは、この法人の理事会が別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を行っていると理事会が認めた正会員については、理事長は当該正会員にその行為の是正を勧告することができる。

3 前項の勧告にも拘らず、第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を複数回又は継続して行っていると理事会が認めた正会員については、理事長は当該正会員に退会を勧告することができる。

(除名)

第7条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、当該正会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該正会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第9条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する正会員としての権利を失い、義務を免れるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、正会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

(補則)

第10条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

一般社団法人全国がん患者団体連合会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第2章に基づき、この法人の賛助会員の入会、退会及び会費等に関する諸般の基準を定め、事業の円滑な実施と、賛助会員の入会、退会及び会費等に関する妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 賛助会員は、この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人とする。

(入会)

第3条 この法人の賛助会員になろうとする法人又は団体は、次の書類を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) この法人の理事会が別に定める賛助会員の入会申込書
 - (2) 法人又は団体にあつては、法人又は団体の活動実績及び活動計画を確認するために、必要に応じて理事会が追加で提出を求める書類等
- 2 この法人は、この法人の賛助会員になろうとする者が、次の各号に該当又はそのおそれがあると理事会が判断した場合には、その入会を認めないものとする。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、賛助会費の受け入れにより特別の利益を受ける場合。
 - (2) 賛助会員が、賛助会費の受け入れにより税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3) 賛助会費の受け入れにより、この法人に著しい資金負担が生じる場合。
 - (4) 賛助会費又はその原資が、違法行為又は公序良俗に反する方法により取得されると認められる場合。
 - (5) 賛助会員が、科学的根拠の明らかなでないがんの治療等に関する医療又は商品等を推奨、施行又は販売する法人又は団体であると認められる場合。
 - (6) 賛助会員の入会に関して、次に掲げる条件等が付されている場合
 - イ) 賛助会員に賛助会費の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ロ) 賛助会員が賛助会費の経理について監査を行うこと。
 - ハ) 賛助会費の入金後に賛助会員が賛助会費の全部または一部を取り消すことができること。

- ニ) その他、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる条件。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる場合、及びこの法人が受け入れるにあたり社会通念上不相当であると認められる場合。

(入会金及び年会費)

第4条 賛助会員の入会金は0円とし、年会費は個人の場合一口10,000円、法人又は団体の場合は一口200,000円とする。

2 年会費の対象期間は、この法人の事業年度である4月1日から翌年3月31日までとする。

3 入会金及び年会費は、この法人が賛助会員に対して行う請求に基づき、この法人が指定する金融機関の口座に入金するものとする。

4 賛助会費は、賛助会費総額の50%以上を、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業(学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。)の使途に使用し、その残額は、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業以外の収益事業等、又は管理費(この法人の事業を管理するために経常的に要する費用のことをいう。)の使途に使用する。

(賛助会費の受け入れ)

第5条 この法人は、賛助会費を受け入れたときは、受領書を遅滞なく賛助会員に交付する。

(賛助会員名簿)

第6条 この法人は、全ての賛助会員の氏名(法人その他の団体についてはその名称)、住所、賛助会費の額、及び賛助会費を受け入れた年月日等を記載した賛助会員名簿を作成する。

(情報公開)

第7条 この法人は賛助会員について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、この法人の主たる事務所に備置き閲覧に供する。

- (1) 賛助会員の個人又は法人その他の団体の別(当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあつては、これらの者の名称)
- (2) 当該賛助会費を受け入れた日
- (3) 受け入れた賛助会費の額の合計

2 この法人は、法人又は団体である賛助会員の名称及び賛助会費の額を公開する。

(禁止事項)

第8条 賛助会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) この法人の財産、権利、知的所有権、プライバシー等を侵害する行為
- (2) この法人の行う事業や活動の場における暴力行為、威嚇行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴言などの言動
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり多大なる支障が生じると認められる行為

(退会)

第9条 賛助会員がこの法人を退会しようとするときは、この法人の理事会が別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を行っているとして理事会が認めた賛助会員については、理事長は当該賛助会員にその行為の是正を勧告することができる。

3 前項の勧告にも拘らず、第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を複数回又は継続して行っていると理事会が認めた賛助会員については、理事長は当該賛助会員に退会を勧告することができる。

(除名)

第10条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとする場合は、当該賛助会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該賛助会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する

賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、賛助会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

(補則)

第13条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第23条の規定に基づき、この法人の役員を選任に関する必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 正会員とは、この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員である法人又は団体をいう。
- (3) 総会とは、この法人のすべての正会員をもって構成される会議をいう。
- (4) 通常総会とは、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催される総会をいう。
- (5) 臨時総会とは、理事会の決議または正会員による招集の請求等により開催される総会をいう。
- (6) 公示とは、役員選任が行われる総会開催日等を、正会員等に適当な方法で通知することをいう。
- (7) 立候補とは、自薦又は本人の承諾を得た他薦をいう。

(役員の数及び任期)

第3条 役員の数、理事を3人以上10人以内、監事を3人以内とする。

2 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する臨時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前項の規程にかかわらず、定款に定める役員の数に欠員を生じた場合、この欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任の時期)

第4条 役員は、西暦の奇数年に開催される通常総会において選任する。

2 前項の規程にかかわらず、定款に定める役員の数に欠員を生じた場合、欠員を生じた役員を臨時総会において選任する。

3 前2項の規程にかかわらず、この法人の設立事業年度終了の日までに開催されるいずれかの臨時総会において、定款に定める設立時役員以外の設立事業年度における役員を選任する。

(公示)

第5条 理事長は、役員選任に関する公示を、役員選任が行われる総会開催日の30日前までに行わなければならない。

(立候補)

第6条 役員立候補者は、役員選任が行われる総会開催日の30日前から20日前までに、正会員2団体以上の推薦とともに、所定の立候補届を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、監事のうち法令又は実務に精通する者については、理事会が推薦し立候補者とすることができる。

3 立候補者が定款に定める役員の定数に満たないとき、又は立候補届の提出期日後に辞退等があつて定款に定める役員の定数に不足を生じた場合は、理事会が立候補者を推薦し、総会の承認を得るものとする。

4 立候補者の氏名は、総会の招集通知とともに正会員に通知する。

(決議)

第7条 役員選任の決議に際しては、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 役員選任の決議に際しては、立候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。立候補者の合計数が定款に定める役員の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。

5 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

6 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

7 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。

8 前2項により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(補則)

第8条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第28条の規定に基づき、この法人の役員報酬等の額及びその支給の基準に関する必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、月12日以上この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、この法人の理事長、副理事長、専務理事、常務理事、監事以外の常勤役員であって、この法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その職務執行の対価として、総会の決議によって定められた総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬等は、報酬及び賞与とし、退職慰労金は支給しない。
- 3 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 使用人兼務役員に報酬等を支給するときには、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与とを区分して支給する。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員報酬等の額は、総会が決議する別表第1（理事及び監事の報酬等の年間総額）に定められた総額の範囲内において、当該役員職務、経験、資格等を勘案

し、理事については理事会で、幹事については監事の協議で決定する。

2 非常勤役員の報酬等の額は、総会が決議する別表第 1（理事及び監事の報酬等の年間総額）に定められた総額の範囲内において、当該役員の職務、経験、資格等を勘案し、理事については理事会で、幹事については監事の協議で決定する。

3 この法人から役員に講演会等の講師を委嘱した場合は、総会が決議する別表第 1（理事及び監事の報酬等の年間総額）に定められた総額の範囲内において、別表第 2（理事及び監事の講演会等の講演に関する謝金）に基づき、理事については理事会で、幹事については監事の協議で決定する。

（報酬等の支給方法）

第 5 条 役員の報酬等（賞与を除く。）は、毎月 25 日に支給する。ただし、25 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、25 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、25 日より前の日）を支給日とする。

2 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（就任又は退任時の報酬）

第 6 条 月の初日以外の日において、新たに選任された役員に支給する当月分の報酬の額は、第 4 条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 役員が死亡し、又は、法人の都合により解任されたときは、死亡又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第 4 条に基づいて定める額とする。

3 役員が前項に規定する事由以外の事由により、月の末日以外の日において退職し、又は、解任されたときは、退職又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第 4 条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、月の初日からその者が役員であった日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

（賞与）

第 7 条 賞与は、6 月及び 12 月のそれぞれ報酬等の支給日に在職する常勤役員に対して、支給することができる。

2 賞与の支給日は、6 月及び 12 月のそれぞれ報酬等の支給日とする。

3 賞与の額は、6月及び12月のそれぞれについて、第4条の報酬等の総額の範囲内において、理事については理事会で、監事については監事の協議で決定する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の月額は、この法人の職員給与規程に規定する額とする。

3 通勤手当の支給方法は、第5条に規定する支給方法とする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程は、理事の報酬等については理事会で、幹事の報酬等については監事の協議により定める。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事の報酬等については理事会で、幹事の報酬等については監事の協議により別に定める。

附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

別表第1（理事及び監事の報酬等の年間総額）

理事全員の総額	報酬等の年間総額	200,000円以内
監事全員の総額	報酬等の年間総額	50,000円以内

別表第2（理事及び監事の講演会等の講演に関する謝金）

講演会等の 講師の謝金	講演会1回につき11,137円。但し、外部団体等からこの法人への講師依頼により、この法人から講師を委嘱した場合、外部団体等からこの法人に支払われた謝金に90%を乗じた額。
----------------	---

一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第28条の規定に基づき、この法人の役員（この法人の理事及び監事をいう。）が業務のため、出張した場合に支給する旅費に関する諸般の基準を定め、業務の円滑な実施と、旅費支給の妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務とは、定款に定めるこの法人の目的を達成するために、この法人が実施する用務をいう。
- (2) 在勤場所とは、常勤役員については、常勤役員の勤務するこの法人の主たる事務所又は従たる事務所をいい、非常勤役員については、その住所又は居所をいう。
- (3) 出張とは、この法人の役員が業務のためにその在勤場所を離れて旅行することをいう。
- (4) 旅費とは、この法人の役員が業務のために在勤場所より用務先まで出張をした際に支給する、交通機関（鉄道、船舶、航空機、バス、タクシー等をいう。）の利用料、宿泊費、及び日当のことをいう。

(旅費の支給)

第3条 この法人の役員が、業務のために在勤場所より用務先まで出張をした際には、当該役員に対して旅費を支給することができる。

2 前項の支給は、当該役員より出張後に別紙第1に定める旅費精算書の提出があり、かつ旅費精算書について理事長又は副理事長の承認があった場合に支給する。

3 前項の旅費精算書については、当該役員は、領収書の原本を添えてこの法人の事務局に提出する。ただし、鉄道又はバスの利用が概ね100km以内でかつ領収書が得難い場合には、鉄道又はバスの利用を証する領収書の提出を省略することができる。

4 理事長又は副理事長は、前項の旅費精算書の提出があった場合にはその提出から7日以内に、旅費精算書の承認の可否を決定し、当該役員に通知する。

5 旅費を支給するときは、毎月10日までの旅費精算書の提出をもって締め切り、同月25日に支給する。ただし、25日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、25日に

最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、25日より前の日）を支給日とする。

6 前項の規程にかかわらず、多額の旅費を要する場合又は支給の都合上必要と認められる場合には、理事長又は副理事長の承認をもとに、出張前に概算額を仮払金として支給することができる。

7 旅費は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（旅費の計算）

第4条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合は、その状況によった経路及び方法により計算する。

2 第1項の旅費の計算については、次の各号にしたがって支給する。

- (1) 鉄道の利用は、その乗車に要する運賃、特別急行料金、座席指定料金について支給し、グリーン車等の特別車両料金は支給しない。
- (2) 船舶の利用は、その乗船に要する運賃を支給し、運賃の等級を区分する船舶における下級以外の運賃や特別船室料金は支給しない。
- (3) 航空機の利用は、その利用に要する運賃を支給し、運賃の等級を区分する航空機における下級以外の運賃は支給しない。
- (4) バスの利用は、その乗車に要する運賃を支給する。
- (5) タクシー又はレンタカーの利用は、その利用に要する料金を支給しない。ただし、他に交通手段がない場合、荷物の運搬のために必要な場合、旅程の都合で用務に間に合わない場合、複数人での利用等により他の交通手段に比べて経済的合理性が生じる場合、業務上の必要がある場合、又は天災その他のやむを得ない事情がある場合に限り、その利用に要する料金を支給することができる。
- (6) 自家用自動車の利用は、その利用に要する車賃を支給しない。ただし、他に交通手段がない場合、荷物の運搬のために必要な場合、旅程の都合で用務に間に合わない場合、複数人での利用等により他の交通手段に比べて経済的合理性が生じる場合、業務上の必要がある場合、又は天災その他のやむを得ない事情がある場合に限り、その車賃として1kmあたり30円を乗じた金額を支給することができる。
- (7) 前号の自家用自動車の利用にあたり、当該役員が自家用自動車の運行により他人の生命若しくは身体を害した場合又は他人の財産を減失、き損若しくは汚損した場合には、自動車損害賠償責任保険及び任意自動車損害賠償保険等自己の責任において生じた損害を賠償し、当該役員が自家用自動車の運行により自己

の財物を滅失、き損又は汚損した場合には、自己の責任において処理するものとする。

- (8) 宿泊費は、政令指定都市での宿泊については1泊につき10,000円を上限として、その他の地域での宿泊については1泊につき8,000円を上限として、その宿泊に要する料金を支給する。
- (9) 日当は、出張経費を補うための諸雑費として、在勤場所より出張の用務先まで概ね100kmを超える場合には、業務のある1日につき定額1,000円を支給し、在勤場所より出張の用務先まで概ね100km以内の場合には、業務のある1日につき定額500円を支給する。
- (10) 旅費の計算については、信頼に足る者による時刻表等の図書、地図、又はインターネットサービス等を用いて計算するものとする。

3 第1項の旅費の計算については、可能な限り割引運賃や包括旅行運賃（いわゆるパック料金をいう。）等を利用し、旅費の節減に努めるものとする。ただし、包括旅行運賃については、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費を上限とする。

4 第1項の日数の計算については、業務開始日に役員の在勤場所、住所又は居所を出発し、業務最終日に用務先を出発して、役員の在勤場所、住所又は居所に帰着するのに要する日数を計算する。ただし、業務開始日に役員の在勤場所、住所又は居所を出発して、業務開始時刻の前に用務先に到着できない場合には、業務開始日の前日から起算し、業務最終日の業務終了時刻の後に用務先を出発して、業務最終日の内に役員の在勤場所、住所又は居所に帰着できない場合には、業務最終日の翌日に用務先を出発して、役員の住所又は居所に帰着するのに要する日数を計算する。

5 前項の規程にかかわらず、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情がある場合には、業務上の必要な日数を計算する。

6 第1項及び第4項の規程にかかわらず、第1項に基づく経路及び方法、又は第4項に基づく日数よりも、包括旅行運賃の利用により経済的合理性が生じる場合は、包括旅行運賃の利用にあたって必要な経路及び方法、又は日数に基づいて出張することができる。

（損失の場合の旅費）

第5条 交通機関の利用料として、又は宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、所要の払戻し手続きを遅滞なく行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額が生じた場合には、その全額を支給することができる。

（喪失の場合の旅費）

第6条 現に所持していた切符類（当該出張について交通機関を利用するための乗車券等をいう。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了することができる額の旅費を支給することができる。ただし、当該役員の過失により喪失した場合は、この限りではない。

2 現に所持していた切符類の一部を喪失した場合には、前項に規定する額から喪失を免れた旅費の額を差し引いた額の旅費を支給することができる。ただし、当該役員の過失により喪失した場合は、この限りではない。

（補則）

第7条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

一般社団法人全国がん患者団体連合会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第49条及び第50条に基づき、この法人の受け入れる寄附金等に関する取扱いを定め、寄附金等の適正な受け入れと透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金等とは、寄附者がこの法人の定款に定めるこの法人の目的及び事業に資する目的で、反対給付を受けることなくこの法人に寄附又は寄贈する寄附金、有価証券その他の金券、施設設備その他の財物をいう。
- (2) 寄附金とは、寄附者がこの法人の定款に定めるこの法人の目的及び事業に資する目的で、反対給付を受けることなくこの法人に寄附する金銭をいう。
- (3) 有価証券その他の金券とは、寄贈者がこの法人の定款に定めるこの法人の目的及び事業に資する目的で、反対給付を受けることなくこの法人に寄贈する有価証券（株券、国債証券、地方債証券、社債券、約束手形、為替手形、小切手、商品券、プリペイドカードなど、財産的価値のある権利を表彰する証券であって、その権利の移転又は行使が証券をもってなされることを要するものをいう。）、証券自体が特定の金銭的価値を有する金券（郵便切手又は収入印紙をいう。）、その他これらに準ずるものをいう。
- (4) 施設設備その他の財物とは、寄贈者がこの法人の定款に定めるこの法人の目的及び事業に資する目的で、反対給付を受けることなくこの法人に寄贈する不動産、動産（設備、機械、装置などをいう。）、各種の権利（地上権、地役権、電話加入権、特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権、ソフトウェアなどをいう。）、その他これらに準ずるものをいう。

(寄附金等の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金等。
- (2) 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みに当たりあらかじめ用途を特定する寄附金等。
- (3) 募集特定寄附金 この法人が、募集に当たりあらかじめ用途を特定し、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募金の用途及びその他の必要な事項を記

載した募金目論見書を作成して募集する寄附金等。

(一般寄付金の募集)

第4条 この法人は、一般寄附金を常に募集することができる。

2 一般寄付金は、寄附金総額の50%以上を、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。）の用途に使用し、その残額は、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業以外の収益事業等、又は管理費（この法人の事業を管理するために経常的に要する費用のことをいう。）の用途に使用する。

(用途特定寄付金の募集)

第5条 この法人は、用途特定寄附金を受け入れるときは、その受け入れについて理事会の承認を得るものとする。

2 用途特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用する。ただし、用途特定寄附金の用途は、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業とする。

(募集特定寄付金の募集)

第6条 この法人は、募集特定寄附金を募集するときは、その募集及び募金目論見書について理事会の承認を得るものとする。

2 この法人は、募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に書面（電磁的方法を含む。）で送付する。ただし、この法人のホームページ等において募金目論見書を公開し、これに賛同して募集特定寄附金を寄附した寄附者には、募金目論見書を寄附者に事後に送付することができる。

3 募集特定寄附金は、募集経費（当該の募集特定寄附金を募集するにあたり必要な経費をいう。）を除いた残額を、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業に使用することとして、募金の用途を定める。ただし、募集経費は募集総額の30%以下とする。

4 この法人は、募集特定寄附金の募集期間の終了後速やかに寄附金総額、用途予定、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に送付する。ただし、この法人のホームページ等に公開することにより送付に代えることができる。

5 この法人は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る決算書及びその事業効果等を記載した報告書を作成し、寄附者に送付する。ただし、この法人のホームページ等に公開することにより送付に代えることができる。

(寄附金等の受け入れ)

第7条 この法人は、寄付金等を受け入れたときは、受領書を遅滞なく寄附者に交付す

る。

2 前項の規程にかかわらず、この法人が設置する募金箱等による募金活動により受け入れた寄附金等で、寄附者の氏名又は住所が明らかでない場合や、それぞれの寄附者からの寄附金等の額が少額である場合には、寄附者から寄附の前に受領書の交付の求めがあったときのみ受領書を交付することができる。

3 第1項の受領書には、寄附金等の種類、寄附金等の種類ごとに定められた使途、寄附金等の額（当該寄附金等が金銭以外のものである場合は、当該寄附金等の内容と受け入れた時における価額）、及び寄附金を受け入れた年月日等を記載するものとする。

4 この法人は、寄附金等を受け入れたときは、寄附者を顕彰することができる。

5 前項の顕彰は、表彰状、感謝状又は記念品を寄附者に贈呈して行う。

6 この法人は、寄附金等が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金等の受け入れを辞退するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、当該寄付により特別の利益を受ける場合。
 - (2) 寄附者が、当該寄付により税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3) 寄附金を受け入れることにより、この法人に著しい資金負担が生じる場合。
 - (4) 寄附金等又はその原資が、違法行為又は公序良俗に反する方法により取得されていると認められる場合。
 - (5) 寄附者が、科学的根拠の明らかでないがんの治療等に関する医療又は商品等を推奨、施行又は販売する法人その他の団体であると認められる場合。
 - (6) 寄附金等の受け入れに関して、次に掲げる条件等が付されている場合
 - イ) 寄附者に寄附金等の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ロ) 寄附者が寄附金等の経理について監査を行うこと。
 - ハ) 寄附後に寄附者が寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。
 - ニ) 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
 - ホ) その他、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる条件。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる場合、及びこの法人が受け入れるにあたり社会通念上不相当であると認められる場合。

(寄附者名簿)

第8条 この法人は、寄附金等の全ての寄附者の氏名（法人その他の団体についてはその名称）、住所、寄附金等の額、及び寄附金を受け入れた年月日等を記載した寄附者名簿を作成する。

2 前項の規程にかかわらず、この法人が設置する募金箱等による募金活動により受け

入れた寄附金等で、寄附者の氏名又は住所が明らかでない場合や、それぞれの寄附者からの寄附金等の額が少額である場合には、氏名又は住所についての記載を省略し、又は各寄附金等の額をまとめて記載することができる。

(情報公開)

第9条 この法人は、受け入れた寄附金について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、この法人の主たる事務所に備置き閲覧に供する。

- (1) 当該寄附金等が広く一般に募集されたものである場合は、次に掲げる事項
 - イ) 広く一般に募集されたものである旨
 - ロ) 募集の期間
 - ハ) 受け入れた寄附金等の額の合計額
 - ニ) 募集の方法
 - ホ) 募集に係る財産の用途として定めた内容
 - ヘ) ハの財産のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容
- (2) 前号以外の場合は、次に掲げる事項
 - イ) 当該寄附金等を寄附した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称）
 - ロ) 当該寄附金等を受け入れた日
 - ハ) 受け入れた寄附金等の額の合計額
 - ニ) 当該寄附金等を寄附した者の定めた用途の内容
 - ホ) ハの寄附金等のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

2 この法人は、4月1日から翌年3月31日までの期間で、法人その他の団体別に集計し、法人その他の団体別の寄附金等の額が年間10万円以上となった場合には、当該法人その他の団体の名称及び寄附金等の額を公開する。

(個人情報の保護)

第10条 この法人は、寄附者に関する個人情報については、この法人の個人情報の保護に関する規定等に基づき、細心の注意をはらって個人情報の管理に努めるものとする。

(補則)

第11条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 5 月 11 日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成 27 年 5 月 7 日）から適用する。

一般社団法人全国がん患者団体連合会個人情報保護方針

一般社団法人全国がん患者団体連合会は、がん患者団体の連合体組織として、がん患者団体の連携や活動の促進を図りつつ、がん患者と家族の治療やケア、生活における課題の解決に取り組み、がん医療の向上とがんになっても安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする法人です。当法人の取得する個人情報はこの目的に沿って使用し、「個人情報保護に関する法律」及び関連法令に基づいて、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1 個人情報の取得について

当法人は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

2 個人情報の利用について

当法人は、個人情報を、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当法人は、法令等の定めに基づく場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ずに利用、又は第三者へ提供することは致しません。

3 個人情報の管理について

当法人は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、必要かつ適切な処置を講じます。当法人は、個人情報の本人による照会、修正、利用停止等の取扱いに関するお問合せは随時受付け、適切に対応します。

4 法令等の遵守と見直しについて

当法人は、保有する個人情報に関して適用される国内の法令等を遵守するとともに、保有する個人情報を保護するための方針や体制等について継続的に見直し、その改善に努めます。

5 その他

この個人情報保護方針は当法人の理事会で定め、その実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとします。この個人情報保護方針は、平成 27 年 5 月 11 日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成 27 年 5 月 7 日）から適用します。